

平成 27 年

乙訓福祉施設事務組合議会第 1 回定例会会議録

開会：平成27年 3 月25日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開 会	3
○日 程 1 会議録署名議員の指名	3
○日 程 2 会期の決定	3
○日 程 3 管理者諸報告	3
○日 程 4 例月出納検査結果の報告	5
○日 程 5 第 1号議案 乙訓福祉施設事務組合情報公開条例の一部改正について	6
○日 程 6 第 2号議案 乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一部改正について	6
○日 程 7 第 3号議案 乙訓福祉施設事務組合介護認定審査会の定数等を定める条例の一部改正について	7
○日 程 8 第 4号議案 平成26年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号)	9
○日 程 9 第 5号議案 平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算	10
○閉 会	42

平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会
議事日程

平成27年3月25日(水)
午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	飛鳥井佳子議員	新矢宗弘議員
	常盤ゆかり議員	
長岡京市	白石多津子議員	武山彩子議員
	三木常照議員	
大山崎町	辻真理子議員	波多野庇砂議員
	森田俊尚議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

半田麻子書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(12名)

久嶋務	管理者(向日市長)
中小路健吾	副管理者(長岡京市長)
山本圭一	副管理者(大山崎町長)
岩崎英樹	監査委員
藤本正次	事務局局長
大八木貴之	会計管理者(向日市会計管理者)
河原崎清隆	事務局次長兼総務課長
渡辺三知雄	事務局次長兼乙訓若竹苑施設長
中川仁夫	乙訓ポニーの学校施設長
関本信夫	介護障害審査課長
長藤登	障がい者相談支援課長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者諸報告
- 日程 4 例月出納検査結果の報告
- 日程 5 第 1 号議案
乙訓福祉施設事務組合情報公開条例の一部改正について
- 日程 6 第 2 号議案
乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程 7 第 3 号議案
乙訓福祉施設事務組合介護認定審査会の定数等を定める条例の一部
改正について
- 日程 8 第 4 号議案
平成 2 6 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程 9 第 5 号議案
平成 2 7 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算

○会議録署名議員

向 日 市	常 盤 ゆかり 議員
大 山 崎 町	森 田 俊 尚 議員

(開会 午前10時00分)

○波多野庇砂議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名であります。

それでは、ただいまから、平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、先般、長岡京市市長選挙で当選され、副管理者になられました中小路健吾副管理者から発言の申し出がございましたので、これを許可いたしましてご挨拶をお願いしたいと思います。

○中小路健吾副管理者 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまご紹介賜りました、去る1月に長岡京市長に就任させていただきました中小路健吾でございます。

今回、この乙訓福祉施設事務組合の副管理者も同時に拝命させていただくことになりました。職務に全身で邁進してまいりたいと思いますので、議員の皆様方のご指導賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○波多野庇砂議長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、向日市の常盤ゆかり議員、大山崎町の森田俊尚議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程3、管理者諸報告であります。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 改めまして、おはようございます。

本日、ここに平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、12月定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に総務課の関係であります。

1月15日、乙訓行財政問題協議会幹事会、2月2日、乙訓市町会定例会において、平成27年度の一般会計予算案及び事業概要について協議を行いました。3月4日には公平委員会を開催し、委員長の選任及び組合からの諸報告をさせていただきます、意見を交換させていただいております。

若竹苑の関係であります。

現在の利用者数は、就労継続支援37名、生活介護6名、合わせて43名であります。なお、就労移行支援の利用はございませんでした。市町別では、向日市が8名、長岡京市が27名、大山崎町が5名、京都市が3名でございます。地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の登録者は、それぞれ25名と49名となっております。

全体行事の関係であります。3月5日、家族会と共催で「お楽しみ会」を行い、地域の市民グループによる紙芝居などで交流を深めました。

それでは、各事業についてご報告させていただきます。

就労継続支援事業では、各地のイベントに参加し、自主製品などの販売をさせていただきました。生活介護事業では、3月、外出レクレーションとして京都西山短期大学の体育施設でスポーツを行っております。地域活動支援センター事業では、苑庭で育てた野菜を収穫し、調理実習等を行っております。

最後に、年度末の支援は就労継続と生活介護が3月30日まで、新年度は4月2日から支援開始となっております。なお、地域活動支援センター・日中一時支援事業は3月31日まで、新年度は4月2日から支援となっております。

次に、介護障害審査課の関係であります。

まず、介護認定審査会の昨年4月から本年2月までの審査状況でございます。お手元にお配りさせていただいております両面の資料の1ページにその概要を記載しておりますが、合議体を198回開催し、5,444件の二次判定を行っております。

次に、障害支援区分認定審査会でございますが、同じく、昨年4月から本年2月までの審査状況でございます。資料の裏面の2ページ、合議体を22回開催し、186件の二次判定を行いました。

次に、障がい者相談支援課の関係であります。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、1委員会、2部会と3プロジェクトを組織し、本年度活動のまとめに向けた協議を進めております。「医療的ケア」委員会では、「医療的ケア」が必要な人の短期入所について協議を進め、協議会の会長に中間報告書を提出する準備を進めております。地域生活支援部会では、障がい者の緊急時対応について、ご本人やご家族にアンケートを実施し、障がい者のニーズや対応について協議しております。相談支援部会では、昨年度より始まりました計画相談について、今年度も説明会を実施いたしました。3つのプロジェクトにおきましても、乙訓圏域の課題に沿った具体的取り組みを進め、次年度に向けて課題を整理しております。

乙訓障がい者虐待防止センターでは、障がい者虐待事案の通報、相談について、保健所・2市1町の行政と連携し適切に対応しております。また、各相談支援事業所との交流や障がい者虐待防止に関する研修会の実施等の啓発活動も進めております。乙訓障がい者基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援の実施を目指し、困難事例について各市町や各相談事業所から依頼された2次相談を行っております。

最後に、ポニーの学校の関係でございます。

まず、1月以降の利用状況であります。現在99組の通園児並びに保護者の方が利用されております。内訳は、向日市が29組、長岡京市が60組、大山崎町が10組でございます。

行事関係であります。1月18日、下半期の家族懇談会を開催いたしております。また、2月4日には、「家庭でできる感覚統合」というテーマで両親教室を開きました。また、今月27日には、この春小学校に入学される児童とその保護者に向けて、「就学児を送る会」を開催する予定でございます。

報告は以上でございます。

○波多野庇砂議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

日程4、例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

岩崎監査委員。

○岩崎英樹監査委員 それでは、私からご報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を、平成26年12月24日、27年1月27日及び2月23日に実施いたしましたので、その結果をご報告いたします。

検査の結果につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりでございます。なお、報告書にありますとおり、各月の出納などにつきましては適正に執行されておりました。

以上で例月出納検査結果の報告を終わります。

○波多野庇砂議長 以上で例月出納検査結果の報告を終わります。

お諮りします。日程5、第1号議案、日程6、第2号議案の2件につきましては、関連性がございましたので一括議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、日程5、第1号議案、乙訓福祉施設事務組合情報公開条例の一部改正について、日程6、第2号議案、乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

本2件についての提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 ただいま上程されました第1号議案、乙訓福祉施設事務組合情報公開条例の一部改正について、第2号議案、乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一部改正についての2件について、ご説明させていただきます。

独立行政法人通則法の改正による項の変更及び特定独立行政法人を行政執行法人に改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本2件に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。第1号議案及び第2号議案について、一括して採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、一括採決いたします。

第1号議案及び第2号議案について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第1号議案及び第2号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程7、第3号議案、乙訓福祉施設事務組合介護認定審査会の定数等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 第3号議案、乙訓福祉施設事務組合介護認定審査会の定数等を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

高齢者人口の増加に伴い、介護認定審査件数も増加しており、公平・公正で円滑な審査を維持していくため、審査委員の増員を行いたく、定数等を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

常盤議員。

○常盤ゆかり議員 ご説明いただいた介護認定審査会の委員の定数を増やすということですが、今後さらにこういう認定の審査件数の増加というのは、本当に明らかに増えてくるということだと理解します。

68人から72人の増員ということは、合議体が増えるということですが、その分やっぱり審査会、そのメンバーの皆さんの負担がかなり減らされるというふうに理解すればいいのでしょうか。

○波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。

○関本信夫介護障害審査課長 現在、68名の定員なんですけれども、実際は63名で、9つのグループでやらせていただいていますけれども、これを合議体としては18作らせていただいて、1つの合議体で4名ということで、全体で72名、1つのグループで4名ずつということで、現在、福祉の方に月に2回出させていただいておりますけれども、これを月1回ということで、負担を軽減させていただきたいということでございます。

○波多野庇砂議長 常盤議員。

○常盤ゆかり議員 現状63名ですか、もう一度数字を。

○波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。

○関本信夫介護障害審査課長 定数は68名、定められていますけれども、実際の運営は63名でやらせていただいております。そのうちお医者さんが32名、歯医者さんが4名、あと福祉の関係の方が27名、合計63名でやらせていただいています。

○波多野庇砂議長 常盤議員。

○常盤ゆかり議員 かなり定数よりも少ないメンバーの委員の方が頑張ってくださいっていたんですね。もっと今後増やすということで、その負担が減る、かなりスムーズに回ると思うんですけど、そのメンバーの方の今後、増やせる見込みは、あてがあるのでしょうか。

○波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。

○**関本信夫介護障害審査課長** 現実には、いろいろ福祉の施設の方に打診させていただきまして、もうこの4月からスタートする準備をさせていただいております。

○**波多野庇砂議長** ほかにございませんか。

新矢議員。

○**新矢宗弘議員** この定数を定める条例の規則というのがありますね。その中には合議体というのがありまして、合議体の数は、標準は8合議体というふうにあるんですが、それと、1合議体を構成する委員の定数は8名を標準とするというふうになってるんですけど、今、4名というふうにお聞きしたんですけど。

○**波多野庇砂議長** 関本介護障害審査課長。

○**関本信夫介護障害審査課長** 今回の条例の改正にあわせまして、規則の改正も進めております。規則の改正の中で、今ご指摘のございました、現在8合議体を18合議体にしまして、定数も、今7名でやっておりますけども、それを4名ということで、一つの合議体、今現在、ちょっと複雑なんですけど、一つの合議体に7名入っていただいて、交替で出てもらってました。それで、お医者さんは月1回、福祉の関係の方は月2回という形で、ちょっと変則な形で出ていただいておりましたけど、これをもう少し整理させていただきまして、全員が月1回、一つの合議体で4名で月1回出ていただくという形にさせていただきます。

○**波多野庇砂議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○**波多野庇砂議長** 日程8、第4号議案、平成26年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○**久嶋 務管理者** 第4号議案、平成26年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ320万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,370万1,000円とするものであります。

その内容につきましては、平成25年度の剰余金に基づき、介護保険の分担金を減額し、またそれに伴う

歳出の減額分として、介護保険のかかりつけ医意見書作成謝礼と予備費を減額するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 これより質疑に入ります。

辻議員。

○辻真理子議員 ご説明ありがとうございました。剰余金が出たら、その市町村に返還するという取り決めということなんですけれども、この認定区分というのは、もう既に終わって、返還されるということでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃるとおりで、この320万円の減額というのは、25年度の介護保険の関係の事業的な経費、これの剰余金ということでございます。

実は乙福の場合、分担金を介護の保険の方の分担金とその他の一般の経費に関する分担金の2本立てにしております。つまり出どころが、介護に関しては介護の特別会計から出ておりますので、そこはちょっと分けよう。ですから、介護の保険の方の認定事業に関する歳出の剰余金が出た場合は、そちらの方にお返しして、一般会計の方から出た場合はそちらの方にお返しするというルールごとがございましたので、それに準じて、25年度の歳出の方の介護保険の事業費が、剰余金が出て、26年度も特にそれに不足するものがございませんでしたので、この際、26年度でその分を、精算という形なんですけど、お返しするというような形でやっております。

○波多野庇砂議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程9、第5号議案、平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 第5号議案、平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

本組合の構成団体である2市1町は、依然厳しい社会経済情勢のもとで、財政の健全化に向けて厳しい姿

勢で取り組まれているところがございます。本組合におきましても、そうした構成団体の状況と厳しさを十分認識した上で、より計画的な財政運営を図り、事務事業全般を見直す努力を続けながら、より良い事業を運営するために、当該予算の調製を行ったところであります。

それでは、その概要についてご説明させていただきます。

平成27年度の予算総額は4億3,310万2,000円で、対前年度比11.2%、金額で4,377万1,000円の増額となっております。

詳細については、事務局長からご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 それでは、平成27年度予算の内容につきまして、まずは歳出の性質別の概要という形でご説明いたします。

お手元の予算資料の2ページをご覧いただきたいと思います。

予算総額につきましては4億3,310万2,000円、前年度比較については4,377万1,000円と、先ほど説明させていただいたとおりでございますが、その主な理由といたしましては、そちらに記載されておりますように、まず投資的経費といたしまして、若竹苑の空調設備更新工事の関連経費、これを3,240万円計上いたしました。

また、人件費につきましては、927万7,000円の増額となっております。これは26年度の人事院勧告の実施及び定期昇給によるもの、あるいは非常勤職員の人件費の増額によるものでございます。これらが27年度の歳出における増額の要因でございます。

それでは、各事業別の歳出の内容につきましてご説明いたします。

今度は予算書の方をお開き願いたいと思いますが、9ページの方からご説明させていただきます。

款1議会費につきましては154万円で、前年度より41万1,000円の減額となっております。これは、今回、議会視察研修が日帰りでの実施を予定しておりますため、宿泊を伴った前年度よりも旅費が減額となるためでございます。

次に、款2総務費でございます。目1の一般管理費で5,894万5,000円、前年度比で249万2,000円の増額となっております。この主な内容といたしましては、総務課職員の給与費及び、また物件費におきましては、組合で出しております広報誌のページ数を従来よりも2ページ増やすと、これは業務内容が増えたことによるものでございまして、この関連経費が一定増額したこと、これが主な増額の変更点でございます。

なお、その他の総務費の経費につきましては、前年度と内容、金額ともに大差ございませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1若竹苑管理費、1億6,548万6,000円、前年度比で3,362万7,000円の増となっております。その主な理由といたしましては、先ほど申しましたように、施設改修計画に基づく若竹苑の空調設備改修工事費、これを計上しましたことによるものでございます。そのほかの物件費につきましては、節18の備品購入費で、相談支援事業等におきます圏内の出張等の利便性向上のために、いわゆる50cc原付バイクの購入を計上いたしております。

また次に、13ページになりますが、目2の若竹苑授産事業費、これで703万3,000円、前年度比

で48万円の増となっております。これは若竹苑の授産事業に伴う収入の増額を見込んでおります。これと連動したものでございます。このうち節12の作業工賃は、前年度よりも27万5,000円の増となっております。その他につきまして、若竹苑関連の物件費等の内容、金額ともに大差はございません。

次に、目3介護保険認定事業費で7,704万9,000円、前年度比で175万1,000円の減額でございます。主な経費につきましては、節1報酬で、介護認定審査会委員報酬1,555万2,000円で、これは前年度と同額でございます。審査会は1カ月に18回、年間216回の開催を見込んでおります。

次に、節8報償費で、かかりつけ医意見書作成謝礼が2,814万1,000円、前年度と比べまして3,000円の増であります。申請件数は、前年度より42件多い6,472件と見込んでおります。その他の物件費につきましては、前年度と大差ございません。

続きまして、目4障害支援区分認定事業費ですが、総額で1,646万3,000円で、前年度に比べまして160万8,000円の増額でございます。なお、この科目につきましては、制度変更によりまして、従来の障害程度区分が障害支援区分に名称変更されましたことから、今回から、この予算の科目の名称も変更いたしました。つきましては、この14ページのように、前年度比覧が空白という形になっておりますが、その後の方のページの方でその分については掲載いたしております。

この増額の主な理由でございますが、節8報償費で、かかりつけ医意見書作成謝礼が235万8,000円で、前年度と比べて109万6,000円の増となっております。これは、障害の審査判定が平成27年度は3年ごとの更新の年になるため、審査件数が前年度より225件多い489件と見込んでいたためでございます。

次に、節1報酬につきましては、障害支援区分認定審査会委員報酬216万円で、前年度と同額でございます。審査会は、月2回、年間24回の開催を見込んでおります。その他の物件費については、前年と大差ございません。

次に、目5障害者相談支援ネットワーク事業費で504万2,000円でございますが、これは主に障害者自立支援協議会の事務局業務の経費でございます。内容、金額ともに前年度と大差ございません。

次に、目6障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業費で1,376万円、前年度比で63万7,000円の増となっております。これにつきましては、16ページにございます委託料で、夜間・休日における障がい者虐待防止センターの電話受付対応のため、夜間休日障害者虐待通報受付業務委託料という形で計上いたしております。これは新規事業で77万8,000円という形になります。これにつきましては、平日の夜間及び休日におけます電話での虐待の通報の受付業務の一部を、専門的ノウハウのある民間業者に委託しようとするものでございます。

続きまして、項2児童福祉費、目1ポニーの学校管理費で8,655万4,000円、前年度比で705万7,000円の増額となっております。増額の主な理由としましては、人件費でございます。物件費については、節11需用費の中で、修繕関係として、汚れの著しいプレイルームの空調機器、これの清掃等の整備を実施しようとするものでございまして、その他の経費につきましては、前年度と大差はございません。

続きまして、歳入について説明いたします。

少し戻っていただくこととなりますが、6ページをお開き願います。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1市町分担金、3億515万3,000円で、前年度に比べ3、

182万6,000円の増額となっております。またその内訳としまして、節1の市町分担金は2億2,813万5,000円、これは前年度に比べ3,358万4,000円の増額となっております。これは主に先ほどから申しております若竹苑の空調設備の工事費の関連経費を計上いたしました、この関連で増加したということでございます。

また、節2介護保険分担金は7,701万8,000円で、前年度比で175万8,000円の減額となっております。これは、歳出におけます介護保険認定事業費の減額に伴うものでございます。

次に、項2負担金、目1障害福祉サービス事業負担金、7,620万4,000円、また、目2地域生活支援事業負担金で59万7,000円、この2つが若竹苑の支援費収入となっております、前年度とほぼ同額となっております。

また、若竹苑につきましては、就労継続支援事業の利用者は、向日市が6名、長岡京市が25名、大山崎町が5名、京都市が3名、計39名となりまして、前年度と変わりはありません。

また、生活介護事業につきましては、向日市が2名、長岡京市が4名の利用となっております、こちらも前年同様でございます。

次に、目3障害児通所支援等事業負担金、2,273万7,000円で、前年度比で106万2,000円の増額となっております。これはポニーの学校の事業に対する支援費収入でございますが、増額の主な理由は、相談支援事業の収入の増額によるものでございます。

また、現時点での利用児童の市町別内訳は、向日市が28名、長岡京市が58名、大山崎町が10名の計96名となっております。これは前年度の同時期よりも13名の増加となっております。

次に、7ページをお開き願います。

款2国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費補助金、333万円でございますが、これは障害者虐待防止対策支援事業に係る国庫補助金でございます。

次に、款3府支出金、項1府補助金、目1民生費補助金、500万円でございますが、これは昨年度と同額で、京都府障害者相談支援ネットワーク事業費に係る補助金でございます。

次に、款4財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入703万3,000円で、前年度に比べ48万円の増額でございます。これは若竹苑の授産収入でございます。

次に、款5繰入金、項1基金繰入金で976万9,000円、これは若竹苑の空調設備工事の財源として、施設整備基金を取り崩すものでございます。この取り崩しは、基金の全額となります。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入、223万8,000円で、前年度に比べ21万6,000円の増額でございます。これは主に食数の増加によります職員の給食費自己負担金の増額によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、27年度予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 先議会にもお願いしていた虐待防止センターの職員の問題について、今回、16ページぐらいですかね、この委託料のところ辺に入っているのでしょうか、どのように対応されたか教えてください。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 この予算の中に載っている分といたしまして、新たなものは、先ほどご説明させていただきました、夜間・休日の受付業務を委託して、若干でも職員の負担を減らすというようなことが一点ございますが、ちょっとこの予算の中には入っておりませんが、その後で、人事異動の中で、今回、職員体制の強化ということで、1名、虐待防止センターの担当職員を増やしております。

それで、従来、GMと基幹相談支援センターと虐待防止センターと3名でやっていたところを4名体制にするという形で考えております。ちょっとこの予算には、すぐに反映できておりませんので、今後の補正予算等で、そこは訂正させていただこうと思っております。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 お一人もいらっしゃらない期間というのが、どれぐらいあったのかということで、それで、やはり必ずお一人はいないといけないということで、そういう補正じゃなくて、本予算に入っているかなと思ったんですけども、どれだけぐらいの期間、お一人もいらっしゃらなかったのか、それからどういう努力をされて、今、どういう方が、資格とか、そこら辺のところ、担当されているのか、お伺いします。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 一点、予算に入ってなかったというのは、どうしても予算の確定時期が1月で、人事異動が2月以降になるという、その点はちょっとご承知おきいただきたいんですけども、欠けてた時期というのは、前任者が12月末で退職しておりますので、1月から3月、現在もそうなんです、1月から3月、3カ月間、これにつきましては、既存の職員等、あと私も含めて、私あるいは担当次長などが、いろいろ協力できるところは協力させていただいて、特に既存の長藤課長であるとか、あるいは基幹相談支援センターの職員さんとか、ご協力いただく中で何とかできたというのが現状でございます。4月からは、今申しました体制の中でやらせていただこうと思っております。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 せっかく広報もされまして、たくさんの方が見ておられるので、しっかり対応を、これからそういうことがないように、それで、ほかの職責がある方をそこへ補充してしのぐというのではなくて、きっちりいつも人がいらっしゃるように、そういう設定をちゃんとしておいていただきたいということを要望いたします。

○波多野庇砂議長 三木議員。

○三木常照議員 この平成27年度の予算案を拝見する中で、旧ポニーの学校跡地に関連する経費が計上されておりましたが、以前から売却するというお話は既にお聞きしております。今後の具体的な売却方針であるとか、スケジュール等も含めまして、この乙訓圏域の障がい者福祉サービスのニーズを特に勘案して、例えば障害福祉の実施を義務づけて、かつ、社会福祉法人に絞って広報し、企画提案により決定するなどの具体的な項目等々について検討はされているのでしょうか、事務局の方からお答えいただきたいと思えます。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 以前からお答えしておりますように、ちょっと進入路の問題でなかなか決着がつかなかったんですけども、最近ちょっと地権者の、隣地の方とお話を進めさせていただきまして、結構、仲介される不動産の方も来られたりしまして、結構、進みつつあります。

ただ、今の段階で具体的な絵はちょっとかけてないんですけれども、議員おっしゃるように、少なくともうちの土地に関しましては、できることならば、公有地でございますので、使用目的を限定した公募という形をとりたいとは思っておりますが、どうも隣地も含めた一体開発というのを、隣地の方がちょっとお考えになられているようですので、その辺との調整もでございますので。

ただ、恐らく今後1年間ぐらいで、具体的な向こうさんのプランも出てまいりますので、その中で一緒に我々と調整しながらやっていくことになろうと思います。恐らく2年後にはほぼ固まったものが出てきますから、とりあえず今後1年ぐらいで、ほぼ、大体の絵はかけてくるのではないかなと考えております。

○波多野庇砂議長 三木議員。

○三木常照議員 今、局長のお答えで、隣接地主とお話し合い、国有里道敷が走ってるとか、そういうことでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 現状のままでは国有地が走っておりまして、6メートル幅の進入路が実質2メートルの国有地でございますので、ですから4メートルしかございません。そこが開発におけるネックで、今までもそういう福祉関係の業者さんから引き合いがあったんですが、最終的にそこがネックになって。そうすると、隣地の方からその分だけお譲りいただいて開発するという一つの考えも、それで基本的にはお話をさせていただいたんですけれども、隣地の方の考えが少し変わってきてまして、もうそこ全部売却して一体開発するというのも、少し、今お考えになられているようでございます。

ただ、それが具体的にあれするのか、ちょっと約2年ぐらいかかるというふうにおっしゃっておいりましたので、その間に我々のプランとそちらさんのプランとうまく整合性がとれるのかどうかということも含めまして、我々といたしましてはその2メートルを、最低なければどうしようもないということも事実でございますので、そこだけお分けいただいて、果たしてやれるものなのか、一体化してやる方がベターなのかということも、ちょっと考えながら、というのが、今の状況でございます。

○波多野庇砂議長 三木議員。

○三木常照議員 ありがとうございます。この案件については、もう平成17年ごろからの協議をずっとしていただいて、今現在に経過あると思うんですけれども、今、局長のお答えで、若干ちょっと少し見えてきたかなというふうには思うんですけれども、既に10年を経過しようとしておりますので、今後、具体的な方向性も含めて早急な動き、これを要望しておきたいと思っておりますので、以上よろしくお願ひ申し上げます。

○波多野庇砂議長 ほかにございませんか。

常盤議員。

○常盤ゆかり議員 先ほど、飛鳥井議員が質疑された、虐待防止・基幹相談支援センターの、もう少し具体的にお聞きしたいんですけれども、1名職員を増やされ、4名でということなんですけど、ちょっと飛鳥井議員が言われて、それにちょっとお答えなかったと思うんですけど、資格のところでお聞きしたいです。

本来ならばどういう資格が必要かということと、今度、配置される職員さんの持っておられる資格をお聞かせいただけますでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 実は、障がい者虐待センターの相談員に関しましては、具体的な資格というのは必要な

い、特にございません、指定されたものは。前任者もそういうものは、直接、されてたわけではございません。病院の中で、いわゆる作業療法士をされていますけど、そういう障がい者の方のおつき合いはあったということで採用させていただきました。

あわせて、次のこの内示の関係で、4月から従事する者でございますが、今現在若竹苑の方で指導員をやっている者がそちらに参ります。もう1名は、これも施設の職員が参ります。いずれも、資格はちょっと、専用の資格ってございませんので、障がい者の方と接してきた、そういった経歴が、うちの職員でかなりベテランの方ですので、そういう意味では、特に虐待に特化した仕事というのは確かにしておりませんが、困難事例とかいうのは経験されておりますので、それは非常に仕事に関しては役に立つのじゃないかなというふうに思っております。

○波多野庇砂議長 常盤議員。

○常盤ゆかり議員 実際そこに対応されるというのは、もう資格云々じゃなくて、やはり経験だと、本当に思います。それはたくさんいろんなケースを今まで見てこられたり、ご自身が体験された経験とかが一番だとは思っているので、信頼はできるものだと思うんですけども、やはり一人で全部かぶされるということが、本当になないように、4人の職員さんがそれぞれ本当に連携して、同じケースを共有できて、いつでも相談できるという、しかも、責任のなすり合いというのは、もちろんされないと思うんですけども、決定を、今後そのケース一つとっても、どういう方向で行こうという、リードする意見というのは必要だと思うので、その辺の、たらい回しではなく、各市町に対してもそうですけれども、決定、しっかり、方向ができるという、そういう相談体制になるのかどうか、やってみないとわからないかもしれませんが、やはりそういうのが、今までの、12月末でやめられた方の経験を、今後踏まえて、二度と一人の方に負担が行かないような、今後体制というのは、しっかりと見えてきているのかどうかというのを、すみませんが、今の時点で。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 もちろん体制の強化だけでは、それは乙福内部の話ですので、この事業は2市1町と協働した事業だと。例えば施設の運営等、そこがまず決定的に違います。ですから、従前以上に2市1町と連携をとるということで、以前からはやってきたんですが、さらにこの4月から、乙福に運営協議会という場がございますが、その中で、従来は持ってありませんでしたが、今度、相談支援部会というのを、運営協議会の下に部会として設けることに、4月以降しました。その中では、それに特化した話をやってまいりますので、普段の例えばケースワーカーさんなりとのおつき合いプラスそういった場で虐待云々であるとか、いろんな相談支援課の抱えております問題について協議する場を改めてつくりましたので、そういうことも含めて、今現在の話、進めておりますけども、さらにその辺、2市1町との強化を進めてまいりたいなというふうに考えております。

○波多野庇砂議長 ほかに、ございませんか。

白石議員。

○白石多津子議員 今、常盤議員の、飛鳥井議員からの、ずっと関連するんですけど、77万8,000円、この新しい取り組みとして、この夜間と休日障害者虐待通報受付業務というのを外部委託されるでしょ。例えば夜間とか休日とかに、2市1町と連携して強化しますし、協議会をつくるということで今お伺いしたんですけど、これ夜間とか休日に、もし緊急の、例えば虐待通報が入った場合は、どういうふうに連携されていかれ

るんですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 従前、この委託前のこと、ちょっと話させていただきますと、夜間、休日に関しましては、携帯電話を担当者が持ち帰りまして、そこにまず一報が入るようになっております。つまりここにかかってきた固定電話から転送される形になっております。そこで担当者の方に。ところがその電話も何人かで交替で持ってたんですが、その第一報の部分を業者に委託、その業者というのはもう既に日本国内でかなりの自治体と契約いたしまして、ただ単に電話の取り次ぎではなくて、一定ノウハウをお持ちだと、児童虐待であるとか、障がい者虐待ももちろんなんですが、ですからそこでまず第一報を受けていただいて、ある程度緊急性があるのかないか、実際問題かかってきてる電話というのは、どっちかという緊急性が高いものよりは相談的な、ちょっと話聞いてほしいという電話の方が数的には圧倒的に多いんです。

ですから、その辺で、その緊急性が低ければ、もうその段階で、例えば夜間、9時、10時にかかってきたときに、それをそのままうちの職員に回すのじゃなく、例えば一日置いて明るる日に、こんな電話がありましたということを報告いただくとかいう形で、ちょっとワンクッション置けるというような形がございます。

もし本当に緊急性があれば、もちろんそこからすぐにうちの電話連絡網がございますので、緊急の場合の、2市1町と我々と含め緊急連絡網がございますので、そこへ当然回していただくということで、そういう意味で言うと、第一報がある程度向こうの中で急ぎかどうかの判断もある程度業者さんにしていただく、もちろん業者さんとの事前の詰めというのは当然必要ではございますけれども、それをした上での話ですが、そういうことになっております。

ですから、緊急の場合に関しては、もう業者さんからストレートに我々の電話へかかる。そうじゃない場合に関しては、もうそこでワンクッション置いていただいて、必ずしもその場合全部回す必要ございませんので、それは明るる日に、例えば必ずこういうことがありましたと報告が我々に来ると。報告を受けた上で、我々の判断として、こういう方が来られたなという形で、またこちらからお伺いを、お電話を折り返しさせていただいて、お話を聞くとか、そういうことですので、従前よりはちょっとワンクッション置けるのかなというふうには思っております。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 今、圧倒的に相談業務が多いので、電話としては、相談が多いと、ちょっと聞いてほしいという相談が多い。緊急の場合は、直接ということ、ワンクッション置かないで直接ということですけども、じゃあその緊急性があるかないかということも外部委託するんですか、判断も。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 もちろんその辺に関しては、まず第一報が全て向こうに来ることになりますので、当然、最初の判断というのはそこに来ざるを得んかなというのはあるんですけども、その辺のノウハウもお持ちだということでお聞きしてますので、十分にその辺は事前にお知らせをした中でやらせていただきますし、こちらもちょうど今持っているノウハウは十分相手にもお伝えして、こういう場合はこうするというお話しながら、あるいはその場合はもう、このレベルなら緊急というふうに、その判断を一定的確なものにしていくための打ち合わせは準備した上でやらせていただいて、その場合は、緊急であればその業者さんから我々の連絡網に即回ってくるというスタイルにしていただく、今の段階ではそういうふうに、まだちょっと実施してない

ので、ちょっとまだその実施後の、やってみんとわからんところが正直ございます。ある程度是正していかなあかん部分もあろうかと思いますが、今の段階ではそんな感じで思っております。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 その判断を業者に任せてしまって、万が一、実際のところ、実は大変、命にかかわるようなことであったかもしれないとか、そういう場合はどういう責任の所在になるのでしょうか。

やはりこういう虐待防止センターつくったら、そこにしっかりした方が常駐しておられてというのを思うけど、やっぱり夜間は厳しいとなるときに、やはりある程度この乙訓の管内で顔の見える方が責任を、わからない場合がありますよね、これ緊急かどうか判断つかないような場合、その業者さんがどういうふうにされるか、一日おいて本当に大丈夫かと思うので、そういうときに相談する方というのかね、二重三重の守りみたいな感じで、そういうときはどなたが対応されるか、判断に、それでいいよというふうな判断を、またされるのかなと、その人任せだと、情報が、携帯電話の中できちっと100%伝わっているかどうかわからないので、もしものことがあってはいけないという場合に、そういうときはどういうふうにガードされるかなと思ひまして、そこら辺まで考えてくださってるかなというのを、ちょっと質問します。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 実際のところ、このやり方が確かにベストかと言われると、必ずしもベストだとは思っておりません。ベストと言え、例えば児童虐待であるかと思うんですけども、交替制勤務で、365日、24時間で言えば、常識的に交替でやりますよね、一人の者がやるなんて絶対に無理ですから、物理的に。あるいは2市1町でも、それぞれ役所の中で、夜間の受付の方がおられますね、そういう方、我々そういう方おられませんので、我々がそこを100%きっちりやっっていこうと思うと、我々の中で、もう夜間も交代制勤務しない限り、一人二人の人間に夜間までということ、労働の問題がいろいろ出てきますので、その中で一つの提案としてこういう形を出させていただきました。

もちろんそれでベストとは思っておりませんし、これから詰めていく中で、どこまでほんまにいけるのかというのは、ちょっと検証してみなければいけない部分があろうかと思ひます。そこも含めて、今後、市町と話をしていきたいと思ひます。人員は増やしましたが、この委託問題に関しては、確かにじっくり詰めていかなあかんというのはあろうかと思ひますが、やはり24時間365日をきっちりやる、しかも、この体制、一人増やしたからできるだろというのは、それははっきり言って無理だと思ひます。やはりそこまできっちりというのであれば、体制を組んで、消防やないですけども、3交代制にするとか、2交替制にするとか、我々がやるとしても、やるとか、あるいは2市1町にご負担いただいて、それぞれの障害福祉部局である程度ご負担いただいてやっただく、あるいは役所の夜間の窓口、そこを例えば交替で使わせていただくとか、いろんな方法はあると思ひます。その辺についても、これから相談支援部会の中で話させていただきたいと思ひます。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○武山彩子副議長 この虐待防止センターのことで質疑応答が繰り返しありましたので、私もお聞きしたいんですが、一つは4名体制にされるということで、施設の方から2名異動をというふうにご考えてますということだったんですが、お一人は相談員だと思ひますが、もうお一人も相談員という形で異動されるということですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 一人はもちろん相談員で、もう一人は一応課長という形で、相談支援課の課長という形をとりながら、サブと言いますか、虐待防止センターの方をメインの業務として、つまり虐待事業がありましたら、常に担当者とうちの課長が市町との会議、コア会議とか、いろんな名称で呼んでいるんですけども、そこへ出向いてまいりますので、課長の主たる業務は虐待というように、今のところとらえております。

そういう意味で二人体制という形で、相談員が二人というよりは、相談員1プラス課長が相談員の業務をメインでやらせていただくと、それで2名体制という形で考えております。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○武山彩子副議長 そうすると、課長が主たる業務を虐待ということで位置づけてということなので、これまで長藤ゼネラルマネジャーが兼任という形でされていたのを、GMと課長を分けて置くということですよ。

そうすると、虐待防止センターについておられる相談員さんが相談を受けてとか、夜間・休日に入ってきた一報に対して緊急性があるという判断があった後に、課長がスーパーバイズ的に会議を開くべきかどうかという判断も下すということですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おのずとそういうふうな形になろうかと思えます。今までも基本的には、相談員が受けて、相談員だけの判断ではやっておりません。従前の課長に適宜指示を仰いで動いております、その上で2市1町と連絡をとらせていただいているという形にしておりますので、今後ともそういう形になろうかと思えます。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○武山彩子副議長 わかりました。兼任ではなく専任的な役割でということなので、この2年近くのところで、少し、いろいろ、12月の議会に言われていたようなことがなく、きちんと相談業務がずっと一本化されてということができればいいなというふうには思っているんですが、もう一つの、夜間の、先ほどからも質問がありました夜間・休日の委託なんですけど、例えば、やっぱり私も民間の業者さんに委託をされるということで、ノウハウを持っていらっしゃるというふうには局長もおっしゃってたんなんですけど、公がきっちりやるところの夜間と休日という、かなりの長い時間のところを担っていただくわけですから、その第一次の段階の判断をゆだねるというすごいことをするんだなというふうにお聞きしてたんなんです。

だから、例えば、様子を見ながらベストのやり方を見つけていきたいというふうにおっしゃってたので、業務委託がもう絶対だというふうにも考えていらっしゃるというふうには今理解をしたんですが、例えばこの1年間、業務委託をされていく事業所のところのしかるべき方に、先ほどおっしゃってた運営協議会の下に相談支援部会を立ち上げますということをおっしゃってたので、その部会に来ていただくとか、あとは乙訓障がい者虐待防止ネットワーク会議、ここに参加していただくとか、そういうことをして、事業所さんと、その相談を受けられる、委託を受けられる方が、事業所が、顔つなぎができるような場所をつくる必要があるんじゃないかなと、お聞きして感じたんですけども、そういうご検討はしていただけないでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃるのはよくわかりますので、要はこの委託のポイントはやっぱり事前の打ち合わせ、十分なお互いのコンセンサスということになろうかと思えますので、可能な限り顔を突き合わせて相談するという形がとれればというふうには思っております。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○**武山彩子副議長** よろしくお願ひします。事業所さんから通報があることも多いでしょうし、そこが、夜間に事業所の方に家族さんから電話があつてとか、休日に電話があつてとか、家族さんがどこに電話をかけてもきちんと、事業所さんが休日に気づかれたときに、すぐに信頼して電話ができるという体制をとっていただければと思ひます。

それと、市町の障害福祉の担当課との連携のところ、要するに向日市は向日市、長岡京市は長岡京市、大山崎町は大山崎町という形で、それぞれが障害福祉にかかわっているいろんな体制を、独自というか、それぞれでつくっているわけですから、相談をここが受けて、その後、国の法律で言えば市町村が相談を受けて動く、訪問していくという、その動きがセンターに入って市町村が動く、市町が動くということになるので、統一されていないと結局は乙訓圏域で利用者さんを受けていらっしゃる事業所さんの方が、ここではこういう動きになったのに、こっちではこういう動きになってというふうに、ちょっと統一性がないと初動のところ、ごたついてもあきませんので、その動きについては乙訓版のマニュアルをつくってほしいと思ひますというふうに、12月議会でもおっしゃつたので、ちょっと長岡の議会でもお聞きはしてたんですけども、そういう乙訓圏域として統一してこういう相談から訪問、措置という最後のところまでいく流れをどういうふうに一本化されていくのかというのを、お聞きしたいです。

○**波多野庇砂議長** 長藤障がい者相談支援課長。

○**長藤 登障がい者相談支援課長** 今、ご質問のありましたことについて、先ほど副議長様もおっしゃられたように、12月のときから具体的に相談を進めてきています。現在、ほぼマニュアルフロー図についてはでき上がっておりまして、2市1町の障害担当の課長様たちとご相談をさせていただいているところです。

あと、先ほど事務局長が申しあげましたように、4月から新しい体制にもなりますので、新しい体制になった上で、4月にもう一度最後の確認をして動き始めるというふうにしていきます。

2市1町との連携のことにつきましては、一報が市町に入りましても、私どもセンターに入りましても、必ず両方の担当者管理職の間で、すぐに情報を共有し、その事案についてコア会議を開く必要があるのかというふうなことについて確認して、できるだけ速やかにコア会議を開いて対応を検討するというふうなことでマニュアルをつくっております。

○**波多野庇砂議長** 飛鳥井議員。

○**飛鳥井佳子議員** 関連で、先ほども答弁漏れがあつたんですけども、実際のところ、やってみて、事件、事故が発生してしまった場合、やはりその最終管理者というのは、乙訓中でも、もしこれからという、4月からとなると、向日市の新市長ということになるのか、そこをちょっと聞きたいのと、乙訓福祉施設事務組合の管理者になられますからね。

それで、この77万8,000円ですけども、やはりこれは大体見積もりというか、当てがあつての予算だと思ふんです。だから大体どういう業者さんなのかというのを教えていただけたら教えてほしいのと、他市の場合にはどのようなことをやっておられるのか、こういうやり方でやられているのか、そういうのを調査されたかどうか、他市の例がありましたら教えていただきたい、その3点をお伺ひいたします。

○**波多野庇砂議長** 長藤障がい者相談支援課長。

○**長藤 登障がい者相談支援課長** 費用の面につきまして、77万8,000円のうち半額は国庫補助で出てまいります。あと、その業者につきまして、今までの対応につきましては、業者からいただいているパンフレ

ット及び電話でのやりとりというふうなことにはなるんですけども、基本的に幾つか事業をされています。

まず、子どもの救急電話相談というふうな形で、14府県で対応されているということで、次、健康相談だとか、いじめ教育相談というようなこともされています。いじめ教育相談につきましては、府内の、京都府と京都市のこの教育相談の担当の電話を夜間、そして府の方はちょっと確認させていただきましたら、年未年始、それから祝日について、この業者に対応してもらっている。府の教育委員会の総合教育センターというところに教育相談のこの電話があるんですけども、夜の8時半から次の日の8時半までの部分を、この業者の方へ委託されています。

先ほど、事務局長がお答えしましたけれども、向こうからお伺いした話としては、緊急を要するかどうかという判断は、この電話の業者の方でしています。そして今までのところ、それについてミス等は一切起こっていないというふうなことで、緊急を要する場合は、総合教育センターの担当の管理職の方へ一報が入る、そしてそうでない場合につきましては、次の日、報告書が上がってくるというふうなことで対応しているということをお聞きしております。

次に、虐待通告対応につきましては、府内ではこの委託されている行政はありません。県外、府外ということになるですけども、具体的には広島市とそれから東京都の区の方、確認したんですけども、広島市につきましては24時間365日、第1回目の電話、一次の受付を全て委託されています。

その内容につきましては、通報に関することで緊急を要するというふうに判断した場合、速やかに広島市に連絡があるとともに、警察署、消防署に必要な応じて連絡をするというふうなことを、市の方と業者との間で契約をされています。その部分で、今までのところ特に問題はないと。

業者につきましては、具体的にはダイヤルサービス株式会社という、東京の千代田区にある会社になります。こういうふうな同様のサービスをされている会社というのが見当たりません。民間の会社で電話の受付業務だけの委託というふうな形の業者さんはかなりたくさんあるようなんですけども、こういう公的機関の虐待だとか、教育相談を受けておられるというところは、ほかにないという状況で、ただ、この虐待につきましても、今までのところ10の行政の方でお願いをされてまして、大きな問題等は何もないというふうなことでお聞きしているという状況です。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 ありがとうございます。

問題があったら、もちろんいけないので、今のところは問題がないという話ですけど、広島市方式、それについてのもし資料がありましたらいただきたいのと、今お持ちのその業者さんの資料も、できましたらいただけたらありがたいです。議長の方でお諮りしていただいたら助かります。よろしくをお願いします。

○波多野庇砂議長 長藤課長、いかがでしょうか。

○長藤 登障がい者相談支援課長 今、私の手元にはそれはもう準備しておるんですけども、どういう形で、またこちらで準備させていただきまして、議員の皆様方にお渡しするというところでよろしくをお願いします。

○波多野庇砂議長 ほかに、ございませんか。

新矢議員。

○新矢宗弘議員 先ほど、質問させていただいた介護認定審査の関係で、そこでお聞きしたいんですけども、先ほどは、条例の中の説明で、現状63名、10合議体というふうの説明いただいたんですけども、各一合議

体7名で構成されているというふうに解釈するんですけど、そうするとそれを2班に分けて月2回というふうに言われましたですね。そうすると3名、4名体制という形でやられているのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。

○関本信夫介護障害審査課長 ちょっとややこしいですけども、63名で、お医者さんが32名、歯医者さんが4名おられます、医療系が36名、それ以外の福祉の専門職の方が27名おられます、現在、その方を九つの班に分けて、条例上は8合議体なんですけども、8合議体を基本にするということで、一つは、これは25年に増やしまして、今9合議体ございます。これを、63名を9合議体で、一つのグループで7名、お医者さんは4名、そのほかの福祉の方が3名、お医者さんは交替で月1回ずつ出てもらっています。それで、福祉の関係の方は3名を3カ月に4回という変則的な形で順番に出ていただいて、2名ずつ出ていただいて、審査そのものは4名で、お医者さんお二人と福祉の方お二人、4名で出ていただいています。それで、月18回、年間216回やらせていただいていますけども、今回、福祉の方9名増やさせていただいて、全員で72名、ドクターと歯科医師を入れまして医療系が36名、その他の福祉の関係の方が36名、全部で72名おられますので、一つのグループで4名ずつ、18のグループに分けてやらせていただいています、それを月1回ずつ出ていただくということで、18回やらせていただきます。それを年間やりますと216回ということで、条例は定数の改正ということで、あと規則の改正の中で合議体の数とそれから合議体に所属する委員の数をそれぞれ改正させていただくと、両方進めさせていただいたという経過でございます。

○波多野庇砂議長 新矢議員。

○新矢宗弘議員 1合議体、月1回に改正されるということで、これとリンクさせておられるということは解釈できるんですけど、これ1回当たり30件の審査であるんですけども、かなりの量ではないかなと思うんですけど、今までそういう形でやってこられてて、問題はないと思うんですけど、その辺ちょっとどうなのでしょう。

○波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。

○関本信夫介護障害審査課長 実はこの審査につきましては、審査の当日の1週間前に資料をつくりまして、各委員さんのお手元にお配りさせていただいて、予習をしていただくというんですか、家なり、ここに来るまでにゆっくり内容を読んでいただいて、もし疑問等があれば事務局の方に連絡いただいて、それを事務局の方で保険者にお尋ねするという形にしております。

審査そのものは、ここで1時間半か2時間ということでやらせていただいていますけども、実際の資料は1週間前にはお持ちさせていただいて、読んでいただいて、基本30件、多いときですと35件になるときもありますけども、現在は大体30件前後で推移しております。それで年間216回やりますと6,400前後になります。若干、今年は6,000ちょっと切れるぐらいになるんですけど、年々それが増加していっているということで、このままの状態では、やっぱり審査委員さんの負担はかなり増えてくるということで、今回見直しをさせていただいたということでございます。

○波多野庇砂議長 新矢議員。

○新矢宗弘議員 年々1,700人ぐらいの高齢者が増えてきているというのは事実なんですけども、そういう形でやっていただいているのはよくわかりました。できるだけ、審査に当たって、受けられる方の不利益にな

らないようにということを要望しまして終わります。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻真理子議員 関連なんですけれども、この介護認定の審査会の中で、このいただいている資料の中で、審査結果のところ、変更件数という形で、高齢者の方で要介護区分が重度になるというのは、そういうことも起こり、もう身体、体の高齢とともにということではあるのかなと思うんですけれども、この軽度という判定が合計で88件あるんですけれども、こういった形でその軽度に変更されているかを、少し教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。

○関本信夫介護障害審査課長 この変更件数といいますのは、介護保険の審査は一次審査と二次審査がございまして、一次判定というのは、市町でやっていただきます。私どもは、その市町がやりました一次判定と、お医者さんの意見書と、それをこちらの方にいただいて、それをこちらの二次審査ということでやらせていただいております。その中で、一次判定で要介護1とか、要介護2とか、要介護3という判定が出ます。それが妥当かどうかという審査をこちらでしております。その中で、この方は一次判定が2とか3が出てるけども、内容から見ますと、やっぱり2ではちょっと難しいと、3が要るだろう、4が要るだろうという場合に、変更させていただくということで、重度というのは重たい方に変更している、軽度というのは軽い方に変更しているという意味でございまして。

それで、市町の一次判定では要介護1が出てるけども、審査の内容から見ますと、この方は要支援でもいいたろうとか、もう少し軽い程度でも、介護の手間ということで判断していますので、介護の手間がかかってないだろうということで、軽度、軽い方に判定させていただいています。

そういうことで、一次判定はコンピューターで機械的にやらせていただきますけども、二次審査はこちらの方で、資料を読み込んでいただいて、コンピューターの一次判定では読み取れない状態、歩けない状態、どの程度歩けないのかと、ただ単にコンピューターですと、歩けないというのは歩けないということにしか出ませんけども、ここでは、資料を読ませていただくと、つえをつけば歩けるとか、誰か補助があれば歩けるとか、そういう内容を読んでいただいて判定していただいております。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻真理子議員 そういう中でも、再申請の申し入れであったりとか、そういう場合のケースもやはりあるんでしょうか。

○波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。

○関本信夫介護障害審査課長 ときにやっぱり不服がございまして。そうした場合は、京都府の不服審査というのがございまして、そちらの方にしばし、保険者を通して申請するということもできます。ただ、その辺はやっぱり十分に説明していただいて、介護の手間が、お宅は介護保険使ってこれだけ元気になられたのですよということを十分に説明していただく中で理解していただくようには、これはもう市町との連携の中でやらせていただいております。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 別の件で、苦情解決制度についてなんですけど、どの施設にも限らず、ご利用者さんは行きたいが、歩行困難とか、加齢に伴ってなかなか家から、段差があつて、階段がおりにくくて、お迎えの車は

来てるんだけど、男性のヘルパーさんだと何とか担ぐという感じですけど、車にお乗せするのに、家からなかなか出られないと。

女性の場合だと、おもんばかってか、ちょっと体重が重い方はなかなか、もう今日はやめとくという、行かないということになって、ますます外へ出られないと悪循環になってくるので、やはりそういうときに、ケアマネさんとヘルパーさんと、しっかり連携をとって、住宅の、少し手すりをつけるとか改修を、なるべくご本人にあまり負担をかけないで通えるように、そういうことを速やかに、介護認定があっても、なかなか実際のところ即そういうのができませんと、結局来てもらっても、その方を乗せてこられないということが往々にあるみたいなので、そういう、家から出ていただくためのこととか、そういうことをケアマネジャーさんとか、協議されて、やはり若竹苑とか通っていただけるように、そういうふうにしていただけたらなと思うんですけど、そういうのは、ご本人の家族から別に苦情としては上がってないと思うんですけど、そういうのを、現場を見られた方の声から、ぜひ早くそういうふうにしてあげないと出られないと思いますので、そういう配慮をぜひお願いしたいんですけど。それと、このポニーの学校でも、どちらでも、そういうことで、どれほど解決のための苦情が、内容とか、回数とか、大体あるのかというのが、もしプライバシーと関係なくデータがありましたら教えてほしいんですけど。

○波多野庇砂議長 渡辺次長兼若竹苑施設長。

○渡辺三知雄次長兼乙訓若竹苑施設長 苦情解決まで上がってくるような苦情といたしますか、そういうものはここ2、3年、1件もございません。普段の要望等、こういうところを改善できないかとかいうようなことで、ご家族の方からお話があるとかいうような場合には、直接こちらの支援員の方も対応させていただいたり、あるいは相談支援事業所の方がございますので、そちらで、先ほどの、議員がおっしゃったような、要は送迎の車に乗れないと、介助がないと困るというような方については、私の方で聞いている範囲では、ヘルパーさんがその送迎の時間帯に重なるようにおうちの方にいていただいて、送迎の車に乗せるまでの時間帯、いていただくような操作をしているという方はいらっしゃるとお聞きしていますので、少なくとも車に乗っていただくまで、介助をしていただけるようになっていると思いますし、またうちの方の送迎車も、そういう方が乗られる車の場合には、介助の者がついておりますので、送迎には支障がないようにさせていただいていると理解しております。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 ありがとうございます。1点だけ、今の件で、やっぱりヘルパーさん、来てくださっているんですけど、乗れなかったということがありまして、それで、本人は行きたいと言ってるんだけど、後ろ向きに降りてもどうしても、階段が、3つほどの階段なんです、玄関の、けどそれが降りられないということで、今日はあきらめるということで、ヘルパーさんの方ももう時間切れやと、この押し問答をやって、応援しても、やっぱり怖い言うて降りないから、もうしょうがないなということになって、置いていかれたということがあって、また人にあまり支えてほしくないようなので、やはり自分で手すりですり降りることを訓練すれば絶対できるので、3段ぐらいですから、だからそれを、手すりを早くつけていただくなり、そういうのをケアマネさんとしっかり打ち合わせして、ずっと家に、もう出られなくなるということがないように、それは向日市の福祉課の方もだと思っておりますけど、考えて、やらないと、これから桜のシーズンになるのに、いつも公園で楽しく、その人、くつろいではったけど、もうおうちから出られないのかなということになると、近所の者も悲

しみますので、ぜひそういうのを早急に対応してあげてほしいと思います。よろしく申し上げます。

○波多野庇砂議長 森田議員。

○森田俊尚議員 関連なんですけども、苦情解決体制というのが一応説明にも載っております、今回、本年度1万円予算計上されております。しかし、説明の中で、ほとんどここ2、3年そういったことはなかったということをおっしゃっていらして、一定の理解はできたんですけども、この苦情解決体制というのはどういふものかと言えば、保護者からの苦情等に迅速に対応するというので、苑生たちの保護者からの苦情を受けるということが旨とされているんですけども、逆に、この地域の方々とか、いろんな、例えば苑生が通われる間に、大概バスかと思うんですけども、道中なんかで何かトラブルがあったとか、いわゆる一般の地域からの苦情を受け付ける場ではないということなんですか、これは。全然違った観点ですね、これ第三者委員もおられて、きちっとした体制を組んでおられると思うんですけども。

○波多野庇砂議長 渡辺次長兼若竹苑施設長。

○渡辺三知雄次長兼乙訓若竹苑施設長 一応私どもが設けております苦情解決制度というのは、うちの施設に関連して利用されている方あるいはご家族の方からの苦情というものを受け付けますと、それに対して迅速に対応し解決を図りますというような内容でございますので、ご近所あるいは通園途上での何か苦情があった場合にといふのは、電話では入ってまいりますし、すぐに対応はさせていただいておりますけれども、この苦情解決制度によせてというふうなことで解決するというようなことは、今まではございませんでした。

○波多野庇砂議長 森田議員。

○森田俊尚議員 ちょっと気がかりなのは、例えば、このすぐ近くにコンビニができましたね、一昨年ぐらい前かな。そのコンビニができたことによって苑生が利用するとかせんとかといういろいろな問題が、その当時取りざたされてたんですけども、そのことについて、例えば本来ならきちっと、ある種一定の教育がされているかと思うんですけど、しかし、苑生が例えばそこらでたむろしてるとか、いろんなことで、それを見られた方が苦情を申しとくとか、いろんなことってやっぱり想定されますよね。そういったことといふのは、今まではなかったんですか。

○波多野庇砂議長 渡辺次長兼若竹苑施設長。

○渡辺三知雄次長兼乙訓若竹苑施設長 現在、前にございますコンビニにつきましては、たくさんの方がご利用になられてます。休憩時間にコンビニにコーヒーを買いに行きたいということで、行かれる方もございますし、そういう場合にはうちの方の支援員に、行ってくるよということ、一言声をかけて行ってくださいというふうにしておりますし、また、なかなか買い物うまくできない方については、支援員が一緒について行くようにしております。

これまで、この前になかったときには、ちょっと離れたところにコンビニは何ぼでもございますけれども、そちらの方で買い物中でトラブルがあつて、若竹苑の利用者さんですということで、コンビニの方からお電話をいただいて対応させていただいたケースといふのは何件かございます。

○波多野庇砂議長 森田議員。

○森田俊尚議員 ですから、例えば、今説明受けて一定は理解できたんですけども、保護者からの苦情に対応するために設けられているけれども、いわゆる外部からの、今、大概施設の中で各担当の方々に対応されていると思うんですけども、ただ、今後、そういったある種法的なことをきちっと押さえていかなければ解決はで

きないこともないとは限らないですね。そのときには、こういった、例えば苦情解決体制というものを利用するということはあるんですか。

○波多野庇砂議長 渡辺次長兼若竹苑施設長。

○渡辺三知雄次長兼乙訓若竹苑施設長 私個人の考えでございますけど、ご利用になられたらというふうには思います。苦情解決制度に乗せてくれと、解決を図ってほしいというふうにご希望があれば、この制度に乗せて解決をしなければいけないということになっておりますので、苦情申し立てのあった方に、こういう解決をいたしましたというところまでお知らせするということが、この制度の目的でございますので、もしその苦情を申し立てられた方が、最終的にどんな解決をしたんやということで、それを知らせてほしいということでご希望がございましたら、この制度の形できちっと返答するということになるかというふうには思いますけれども、今までそういった内容で、解決をどういう形でしたんや、文書で出せというようなところまで言ってこられた方はございませんし、苦情の内容も、その場で解決するようなものが大体ほとんどでございましたので、制度のご利用というのはなかったですので、あまり森田議員おっしゃるようなところ、今まで考えておりませんでした。もしご利用になれるのであれば、そういう形で言うのであれば、この制度に乗せた形で最終解決したその内容までご報告するということになるかと思えます。

○波多野庇砂議長 飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 今の件なんですけど、日本社会というのは、まだ諸外国と比べて、ノーマライゼーションとユニバーサルデザインは、ある程度はついてきたんだけど、インクルーシブとか、インクルージョンとか、そういうことについては、まだ教育がなかなか進んでなくて、統合教育もあまりしてない状況の中で、理解のない社会、そういう中で、それは反対に、そういうことを苦情で言われるというのは、その方ご自身もご家族の方も苦痛であろうかと思うので、そういうのはもう少し社会が発展して、福祉の豊かな、みんなで生きていく共生社会になれば、みずから地域から守っていける、ハンディのある方を大事に、一番中心に置いて進めていく、そういう乙訓であってほしいと思うんです。

私は、今日は、これから、権利条約を足もとから、というので、日本自立生活センター所長の矢吹文敏さんのご講演を聞きにいくんですけども、この28日には国際障害者年連続シンポジウムの運営委員会の実行委員会がございます。

そういう中で、やはり乙訓がそういう今の世界の動きに、流れにしっかり乗って、そして障がい者を中心にまちづくりをしてく、心の方のケアも、建物とか道路とかだけではなくて、本当に差別のない福祉豊かな乙訓地域になるように、この乙福というのがあるんだと思いますので、もしトラブルがあっても、それを包み込めるようなインクルーシブできるような、そういう乙福の仕事をこれから充実させるためにご努力いただきたいなということ、ぜひよろしく願いいたします。

○波多野庇砂議長 ほかにございませんか。

辻議員。

○辻真理子議員 別の質問になるんですけども、11ページの民生費の若竹苑の管理費の中で、ここの給料のところにかかわってくるんですけども、平成26年度のこの予算資料の中で、乙訓若竹苑の就労移行支援事業というのが盛り込まれていまして、平成27年度の予算資料の中には、その就労移行支援事業というのがもうなくなっているということなんですけど、人件費の中で、12月議会のときもちょっとお聞かせいただいたと

きには、その就労移行支援事業に対しての職員1名も、今は別事業で入っているということだったんですけれども、この平成27年のこの給料というところでは、その就労移行支援事業ということがなくなるということなので、その職員さんはどういう扱いで盛り込まれているのか、またはその1名減になっているのか、教えていただきたいんですけれども。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 先ほど議員がおっしゃられたように、就労移行支援事業の専属職員というのは、既に26年にはありませんでした。ですから27年度も、これからは、ただ26年度は休止はしてありませんでしたが、専属職員はもう既に、過去、その2年ほど前からありません。他事業へ、かなり利用者の増えているところへ回しておりますので、ですから職員数のプラスマイナスというのはありません。

○波多野庇砂議長 森田議員。

○森田俊尚議員 お聞きしたいのは、防災訓練、防災に関することなんですけれども、資料を見させていただいたら、7月に苑生を対象とした防災訓練が実施されてると。そして10月にはこの組合全体でされてるといふことで、苑生は2回されてるといふことになりますよね。

この自主防災組織というものが、一応防災計画策定というものもありますので、そういった一応そういうガイドラインというか、それも一遍見てみたいなという気はするんですけども、実際どういうふうな防災の訓練をされているか、その中身についてお尋ねしたいんですけども。

例えば、何を想定として、例えば地震が来たときに、例えばこの施設が使えなくなったとか、それとか何かほかで、山崩れがあったとか、ここは水害ということあまり考えられないからしないですけども、何を旨として防災をされているかとか、その内容について詳しくご説明いただけたらと思います。

○波多野庇砂議長 河原崎次長兼総務課長。

○河原崎清隆次長兼総務課長 議員ご質問の防災訓練につきましては、従前から火災を想定しました訓練等、消防の方の計画に基づきましてしてございましたけど、最近の大規模災害とかを想定しまして、ここ2年ほどは地震が起きたということで、訓練の方させていただきます。

また、ポニーの学校とか若竹苑とか個別でやっております訓練もありますが、全体としては、ここは特に夜間というよりお昼、特に支援される方が来ておられる時間帯が最も重要になると考えておりますので、ここ2年につきましては、大規模な地震が起きたと、当然壁とかガラス等について飛散している状態であるという想定のもとに訓練を実施しております。

また、内容につきましては、所管の消防署の方とご相談しまして、計画を立てて実施しております。

○波多野庇砂議長 森田議員。

○森田俊尚議員 各市町でも生活弱者というようなことで、そういった方々の、どういうふうな防災というか、その支援体制を整えるかということが非常に今大きく問題視されていますので、特にここでの苑生方の一定の防災訓練というのが、ある種それが各市町にリンクすべき点でもあると私は思うんです。

ですから、本当にいろんな防災組織のあり方あると思いますので、まず計画というのをきちっと定めていただいて、例えば3年ぐらいで見直しされるかと思うんですけども、そういったものがどのように訓練に生かされているかということ、きちっと一定検証していただいて、それがまた各市町の方でどのように生かせるか、もちろんリンクされていくかということも、今後大きな課題だと思います。そういう意味で何か資料があ

れば、また提供していただきたいと思います。

それともう1点、続けてですけれども、もう一つは防犯という観点でも、3月に、そういった訓練とか、そういうことがされているように思うんですけども、主に防犯というのはどういったものを対象にして、同じような質問になるんですけども、何を旨として防犯訓練といいますか、教育に当たられるのか、されているのか、ちょっと内容お聞かせ願えますか。

○波多野庇砂議長 渡辺次長兼若竹苑施設長。

○渡辺三知雄次長兼乙訓若竹苑施設長 この利用者の方、特に継続B型事業の方は、ご自宅からここまで通ってこられるという、その通園の途上でいろんなことが起こる可能性がございますので、そういったこと、特に女性の方、気をつけていただきたいということで、向日町警察の方をお願いをして、こういうことに気をつけましょう、こういう場合にはこういうふうに対応しましょうというふうなことを、わかりやすくお話いただくというふうなことでしておりますが、最近ちょっとお願いをしますと、知的障害の方向けにお話してもらえる職員さんが、適当な職員さんがいらっしゃらないのでということで、少しこのところ防犯教室というのが途絶えておりますけれども、また来年度、ちょっと復活したいなというふうには、この間もちょっと話をしていたところでございますが、そういう目的で防犯教室というふうなことは開かせていただいております。

○波多野庇砂議長 森田議員。

○森田俊尚議員 それから、就労移行とか就労支援ということですので、いろんな事業所等で、これから出向いていかれて、一定そういう清掃作業とか、いろんな仕事をされるに当たって、やはり自主的に防犯、防災も含めてですけど、やっぱりする場面って出てくると思うんです。一定もちろんそういう補助員とかがおられてとは思いますが、本当にどんなことで事故に巻き込まれるかわかりませんので、ですから、確かにその辺のことが一番、これから社会の中で自立する意味でも大切な部分だと思いますね。

ですから、やはりそういう、年に1遍だけですか交通安全とか防災教室ということを開いておられるようですけども、もうちょっと効果的にこれを活用していただいて、やはり自立、あくまでも障がい者の自立という観点からでも、しっかりとしていただきたいと思います。要望しておきますので。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻真理子議員 乙訓若竹苑の関係なんですけれども、先ほど、管理者の方から、3月31日から4月2日が年度末休暇みたいな形で、ないということをお聞きしたんですけども、ちょっと具体的にお話お聞かせいただきたいんですが。

○波多野庇砂議長 渡辺次長兼若竹苑施設長。

○渡辺三知雄次長兼乙訓若竹苑施設長 若竹苑の方は30日まで支援をしておきまして、31日と1日につきましてはお休み、年度変わりでも人事異動等もございまして、そこらあたり、ちょっと準備をさせていただきたいということで、保護者会、家族会の方にもお願いいたしまして、31日、1日、お休みをさせていただきたいということで申し上げます。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻真理子議員 実際にこの2日間で、職員のために休苑しているとか、人事異動も含めてということではあると思うんですけども、実際、利用者さんからすると、2日間通所ができないという観点に戻ったときに、ほかの社会福祉法人であったりとかは、もうこういう形では最近されてないというのがほとんどなんですけれ

ども、その観点から言いますと、2日間、例えば就労移行であったりとか、生活介護も給付費が入ってきてないということでは、歳入にもかかわってくると思うんですが、その点どうお考えでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 今議員おっしゃるとおりで、昔のように月割りで支援費をいただいていた時代と違います。今、日割りでいただいております。ですから、おっしゃるように1日休んだらそれだけ収入が減るということ、もう一つは、休めばそのときに行き場所がないと、施設の利用者の方、そういうことがございますので、従前より、夏休みもぐっと減らしまして、いわゆる盆休みて、結構、以前は1週間、10日ぐらいとってましたけども、それもほとんど、少なくしてる、ただ、今、施設長が申しましたように、年度変わりだけ、ちょっと、それも以前より大分減らしてはおりますが、ただ、そういう状況でございますので、これからももう一段減らすような方向でやれないかということは、職員体制的なことも含めて、職員と協議する中で検討してまいりたいと思います。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻真理子議員 要望にはなりますけれども、やはり実際にここに来られて利用されている方に関しては、何ら変わりのない、土曜日曜でもありませんし、あとは夏季休暇であったりとか、年末年始休暇というところも、やはりそういう長い休みになると、なかなか、障がい特性の中でルーティンに生活されている方は、何日かお休みになるだけでもリズムが変わってくるということもありますし、やっぱり大前提にはここに通ってこられている方の視点に立っていただいて、人事異動ということもあると思うんですけれども、職員さんにも、その2日間で引き継ぎであったりというだけでなく、日ごろからそういうことを考えながらやっていたということが、今のこの時代の流れではあるかなと思いますので、その点を要望させていただいて、また考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○武山彩子副議長 全協で、先に森田議員がご質問されてて、もう一回、会議録に残すためにも一からお聞きしようかなと思ってたんですけど、もうやめときます。

就労移行支援事業が今年度休止ということで、いろいろ、全員協議会の方でご事情ご説明いただきました。生活介護の事業で、進路を希望される方が、28年度、やっぱり増えてくる中で、一定施設、受け皿をつくっていかうということも含めて検討されるというふうに理解してますので、そのことについては若竹苑が公の施設として民間の事業所さんのところでカバーできないところをかぶるんだということで、数年前に6名の生活介護事業を始められたという経過もありますし、十分理解をしたいと思っはいるんですが、ただ、就労移行支援事業を、利用者さんがいらっしやらない、向日ヶ丘支援学校でも進路の希望で就労移行支援を希望される方がいないということで休止ということが、果たして本当にいいのかなというふうに感じてます。

アイリスさんとか、バンビオにピオニーさんができたりとかで、民間の事業所さんが幾つか立ち上がっている中なんですけど、例えば親御さんの立場に立てば、2年間就労移行支援やった後、例えばA型なりB型なりに、A型事業所に一旦行って、そこから一般就労へとか、そういう弾力的なつなぎを乙福の方でやっていただけるような、そういう事業展開ができないのだろうかとか、全協でおっしゃったような、就労移行支援に行って、でもやっぱりちょっとまだしんどいなということでB型に戻ってということ、何回か繰り返しながら一般就労にというふうに、親御さんも、苑生さん、利用者さんも、自分のペースで一般就労に、障がいのない

人と一緒に働きたいという思いを、どうやってかなえていくのかということ、ちょっと真剣に考えられたのかどうかというのが、見えなくて、そういう就労移行支援事業はどうあるべきかということも含めて、27年度、議論されるのかどうかというのを、確認したいです。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 就労支援事業が、この乙訓地域の中で別に不要とは全然思っておりません。それはこの民間施設との兼ね合い等もございますが、ある程度事業のすみ分けというの、公立あるいは民間の中でやっていくべきかなと。

我々、公としてふさわしい事業にやはり特化するというのが、基本大前提だと思っておりますので、その中で、移行事業を、一定そのニーズが、それをほかの事業所等でそれが賄えるのであれば、それはそれでいいのかなということも含めて、市町の中で、これは乙福だけでは考えられることではございませんので、地域の中でこういった施設は、これは必要、公として必要かどうかということも議論しながら、この一年やってまいりたいと思っております。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○武山彩子副議長 もう、時間のあれもありますので、そんなにたくさん聞いてはいけないなとは思いますが、当初、就労移行支援事業が立ち上がったときに、前任の施設長さんは、ここはもう不採算の事業だから公でやるんだというふうにおっしゃってて、その当時はまだ2名の利用されている方がいらっしゃったんですが、そしたら、ゼロになったから公の役割がなくなった、民間がやれるんだからやっただけいいというふうには、私は決して思わないんです。

公だからこそできる就労移行支援事業というのは何なんだろうとか、例えばこの苑生さんでも、B型からもうちょっとステップアップできるん違うかなという方がいらっしゃったときに、じゃあもう若竹苑から出てもらおうということにせざるを得ないというような、今の事業内容でいいのかなというふうにも思うんです。

そこをちょっと、この27年度に市町とも、含めて、一体乙福というのはこれから先どういう事業をやっていけば、民間のいろんなところが頑張っている中で、公として乙訓福祉施設事務組合があればこそという、乙訓圏域の障がい者の福祉が展開できるのかなということをお話し合っていたきたいと思います。ここは要望にしときます。

それと、ポニーの学校なんですけれども、資料の27ページの表を見せてもらいまして、年齢別の内訳のところ、年少児が30人という形で一番たくさんで、山形のように年齢別の利用状態になっているんですが、これは毎年の傾向なのか、26年度だけのこういう形だったのかということをお聞かせいただけますか。

○波多野庇砂議長 中川ポニーの学校施設長。

○中川仁夫乙訓ポニーの学校施設長 年齢別の内訳でございますけれども、これについては特にこういった傾向があるということはありません。今年度については、この資料の中では、年少児が一番多くなっておりますけれども、年度によっては2歳児が一番多い、もしくは年中児が多いときもございます。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○武山彩子副議長 それと、上の表の月別契約児童数と月別延べ利用回数を見ますと、基本週1回の定期利用

ということと、月1回の定期外利用ということで、子どもたち利用されているはずなんですけど、やはり月4回という形では利用されていない計算になるかなと思ってまして、本来だったら週1回の利用がベストなんですけど、希望も多いと聞いてますし、月1回の定期外利用でとか、グループ指導でとかというふうになっている児童というのは、どのくらいいらっしゃいますか。

○波多野庇砂議長 中川ポニーの学校施設長。

○中川仁夫乙訓ポニーの学校施設長 現在、月1回ご利用の方は4名ございます。事情といたしましては、一番多いのは、保護者、ご両親のフルタイム就労ということになっております。もう一つは、そもそもは週1回のご利用をされてたんだけど、ポニーの学校の方としてもそろそろ終了されて、保育所、幼稚園へ今度行かれたらどうですかというふうにお声かけさせていただいた上で、それでも少し心配なので、月1回で少し経過を見てくれないかというケースもございます。そういう方も含めて、現在、全部で4名です。

○波多野庇砂議長 武山副議長。

○武山彩子副議長 それ以外の子どもについては、週1回全て受けられているということですね、わかりました。

この週1回を受けられる子どもさんが、4名除いては皆さんもう受けられているということなんですけど、年少から年中、年長に向けて人数が減っていったのは、これは前からおっしゃられてた、民間事業所のコラボさんに移行されていったからということですよ。

それで言いますと、本来だったら、年中、年長と上がっていく間に就学後の療育をやっているコラボさんに、皆さん移行されるのがベストなんじゃないかなと思っているんですけど、半数とは言いませんけど、12名ぐらいが年長でもポニーの学校に残っているということで、ここはちょっと希望される子どもさんが本当に十分に、余裕持って利用、受け入れができるよということも含めて、年長からのコラボへの移行というのを円滑に進められる工夫というのを、ちょっと強めてやっていかなあかんのん違うかなというふうに、この数字見て思ったんですけど、いかがですかね。

○波多野庇砂議長 中川ポニーの学校施設長。

○中川仁夫乙訓ポニーの学校施設長 武山副議長、おっしゃってくださったとおりでして、私どもとしましては、できるだけあいている状況を常につくっておきたいというのはございます。民間事業所の方で、年長児の春から、もう一つの方の事業所に移っていただく働きかけというのは普段から常に行っています。

それこそ年少のころから、年長になったらこういう事業所があるので、学校に入ってからいろいろ気になることがあるという場合は、そちらの方がノウハウがあるのでということは常に説明はさせてもらっています。

その上で、最終的に、こちらの方で、こっちに来なさいということは強制はできませんので、もう最終的には保護者の方の判断なんですけれども、お子さんの特性等もございまして、一概に、全員の方が、もう一つの方の事業所の方に行かれることが本当にいいのかどうかというところは、もう少し精査する必要があるのかなというふうには思っております。

○波多野庇砂議長 議員の皆さんにお諮りします。

まだまだご質問になりたいことがあろうかとは存じますが、また常時、日ごろにお尋ねいただくということで、ぼつぼつ、質疑を終結させていただいてもよろしいですか。

ご理解いただけましたね。ありがとうございます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて会議を閉じたいと存じますが、久嶋管理者から人事異動についてのご報告がございますので、よろしくをお願いします。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 議長のお許しをいただきまして、このたびの人事異動についてご報告させていただきます。

この3月31日をもって、渡辺次長兼乙訓若竹苑施設長が退職されます。4月1日からは、新規採用職員を含む新しい体制となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 ただいま、報告がありましたことにつきまして、渡辺次長から発言の申し出がございますので、これを許可したいと思います。

渡辺次長兼若竹苑施設長。

○渡辺三知雄次長兼乙訓若竹苑施設長 議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

私、36年間勤務してまいりましたが、大きな事故もなく、今月末で一応職務を終えることができます。ひとえに議員の先生方、あるいは私の周りの方々からのご指導、ご助言、あるいはご協力をいただいたからできたことだと思っております。

退任するに当たりまして、お礼の言葉をご挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○波多野庇砂議長 渡辺次長、ありがとうございました。

渡辺次長におかれましては、昭和54年、36年の長きにわたり、若竹苑やポニーの学校の指導員や施設長として本事務組合に対して多大の貢献をされてまいりました。議会といたしましても、厚くお礼を申し上げます。またこれからも、本組合を見守っていただきますよう心からお願い申し上げます。今後のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にご苦労さまでございました。

○波多野庇砂議長 また、来る4月26日に向日市長選挙が執行されます。については、久嶋管理者から発言の申し出がございますので、これを許可いたしましてご挨拶をお願いしたいと思います。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 ただいま、波多野議長のお許しをいただきまして、また貴重なお時間もちょうだいし、皆様方にお礼と感謝の言葉を申し上げたいと思います。

来る4月29日をもって、私の市長任期が満了となります。私は今限りで向日市長の職を辞することといたしましたので、本組合の管理者も同日付で退任させていただくこととなります。任期中最後の議会に当たりますので、皆様方に一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私は平成15年4月から向日市長就任と同時に、この乙訓福祉施設事務組合管理者を3期12年務めさせていただきました。そして無事にその任期を全うさせていただくことができました。これもひとえに乙訓地域住民の代表であります議長はじめ歴代議員の皆様方のご指導とご理解、そして副管理者、監査委員をはじめ職員の皆様の一丸となった努力の賜物であり、心から感謝とお礼を申し上げます。

乙訓15万住民の福祉行政への期待とニーズは、これからますます高まってくると思います。これからも課題が山積しておりますが、どうか議員の皆様におかれましては、お体をご自愛いただき、福祉行政の充実と乙訓地域のさらなる発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

ここにおられる全ての皆様方のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げ、お礼と感謝の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○波多野庇砂議長 大変ありがとうございました。

久嶋管理者におかれましては、平成15年4月から12年間の長きにわたり管理者の職務に当たっていただきました。我々議員といたしましても、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

それでは、これをもって、平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(閉会 午後0時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 波多野 庇 砂

会 議 録 署 名 議 員 常 盤 ゆかり

会 議 録 署 名 議 員 森 田 俊 尚